

●計画の基本的視点・基本目標等に関する意見(23件・うち7件が全く同一の意見)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
1	<p>包括的な様々な施策を掲げているため、着実に実行するためには、地方公共団体だけで抱え込まず、多様な社会資源との協働によって成果を生み出し、それによって地域社会や市民のあり方そのものから変革していくことを期待します。</p>	<p>25ページの「(3)社会全体で子育てを支える視点」に記載のとおり、市民との協働を基本に、社会全体で子育てを支える視点のもと、施策の展開を図ってまいります。</p>
2	<p>計画の点検や進捗状況は、毎年報告するとありますが、どのような形で公表されているのでしょうか。ホームページでの公表はしているのでしょうか。</p>	<p>仙台市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況の点検や評価を実施し、毎年、その結果を本市ホームページにて公表します。</p>
3	<p>17ページに図表20として「市に充実して欲しい子育て支援」が挙げられています。これは、「子ども子育てに関するアンケート調査」の結果ですが、当該アンケートの質問項目を見ると、5年前の調査で第2位となっていた「家の近くの遊び場の環境を整えて欲しい」という選択肢が、そもそも除外されています。存在するニーズの見落とし・軽視につながっているのではないのでしょうか。ニーズをしっかりと捉える必要があると考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>アンケートの質問項目については、回答者の負担等を考慮し、分かりやすく簡潔な内容に努めて作成しており、内容が類似している選択肢は一つにまとめ、該当する選択肢がない場合は、「その他」に記載していただくこととしております。</p> <p>なお、今後も、児童館、保育所、のびすく等、身近な地域における子育て支援施設の拠点の充実に努めてまいります。</p>
4	<p>17ページの図表20「市に充実してほしい子育て支援」について、遊び環境整備のニーズについて、しっかり把握をしていただきたい。アンケートの質問項目に、5年前の調査で第2位になっていた「家の近くの遊び場の環境を整えてほしい」という選択肢が除外されています。なぜ前回2位と市民が多く望んでいたものを除外したのか、教えていただきたい。乳幼児の子どもがいる親は、移動するために多くの時間や労力や気力が必要です。荷物を持たず、子どもを抱いてふらっと行ける近所に居場所があることは、子育ての不安軽減につながるとともに、子育てをするエリアに「人とのつながり」ができ、虐待などの防止にもなります。ニーズを見落とさずに、しっかりと捉えてほしいと考えます。</p>	

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
5	<p>第2部「1 子どもと子育て家庭を取り巻く現状」は、計画策定にあたって考えるべき背景を共有する重要な部分ですが、取り上げられている資料は「子育てする側」の現状を示すもの中心で、子ども自身の現状を表す資料の割合が少ないのではないのでしょうか。5年前の前計画では、6つの図表が紹介されていた「社会環境の変化と子供の現状」という項目自体が削除されています。出発点として、「子育て支援」に偏らず「子どもの育ち」の視点をしっかり入れることが必要だと考えます。</p>	<p>現行プランにおける当該図表は、比較的、個別の事業を検討する際に参考とする統計が多くを占めていることから、本プランでは掲載しておりませんが、施策の推進にあたっては、「子どもの育ち」を第一に考え、取り組んでまいります。</p>
6	<p>本計画は「子どもの育ち」と「子育て支援」に関わる事業に体系的に取り組むとされているが、全体として「子育て支援」の視点多く、「子どもの育ち」の視点がまだまだ少ないものと考えます。市が総合計画で掲げる「すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち」を実現するには、「子どもの育ち」の視点をより強化する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画では、施策体系のひとつとして「幼児期の教育・保育の質の確保のための取組」を新設するなど、子どもの健やかな育ちの視点のもと、教育・保育や子育て支援の充実を図ることとしております。</p>
7	<p>震災の時、主体的に社会や地域に関わった中高生たちの姿がありました。震災を経験しての視点を入れるべきではないのでしょうか。守られるべき子どもだけでなく、今、社会や地域の中で主体としての「参画」や市民協働の一員として認めていくことも必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の視点も参考に、子どもたちの主体的な活動の支援に努めてまいります。</p>
8	<p>23ページの「2 基本的課題」として挙げられている5点のうち「(2)子どもの育ちの支援」では「子どもたちを取り巻く環境の変化に伴って、多様な遊び・体験の機会や地域等における居場所の不足や子どもを見守る機能の低下など、様々な問題が生じています。」として、多様な遊びの機会の不足を体験と並べて挙げているが、後段の表現では「多様な体験を通じて」との表現になり、以下に記述される「豊かな人間性や社会性を育む」こと、「生きる力を身につけていくこと」にとって遊びが不可欠なことが不明瞭になっています。子どもを取り巻く現実を見ると、様々な機会での「体験」を強調した取り組みは、官民共に増えている一方、日々の生活の中で遊ぶ機会が減っているという課題はむしろ悪化しているものと思われます。後段においても、育ちにとって遊びが不可欠なことを明瞭に記載すべきと考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本的課題「(2)子どもの育ちの支援」の説明文に、「遊び」の記述を追加いたします。</p>

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
9	<p>23ページの「2 基本的課題」の中では、多様な遊びの機会の不足が課題として挙げられているにも関わらず、25ページの「3 計画の基本的視点」においては、「すべての子どもの健やかな育ちの視点のもと、子どもたちが多様な体験や学びなどを通じて生命の大切さへの理解や社会性を身につけ、さらに豊かな人間性が育まれていくよう、家庭や地域、教育・保育施設等の様々な場における教育・保育や子育て支援の充実を図りながら、子どもの健やかな成長を支える施策の推進に取り組めます」となっており、子どもの遊びが健やかな育ちに不可欠という視点が後退しています。</p> <p>子どもの健やかな成長を支える施策の推進にあたっては、多様な遊びの機会が必要不可欠であるという視点をしっかりと位置付けるべきと考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画の基本的視点「(1)すべての子どものすこやかな育ちの視点」の説明文に、「遊び」の記述を追加いたします。</p>
10	<p>基本目標1後段では「子どもたちが、将来、社会で生きていくうえで必要とされる資質と能力を身につけていくことができるよう、多様な体験や学びの機会、活動の場の確保・充実を図る」と記載されていますが、子どもにとっての「多様な体験や学びの機会」としてそのベースにあるのは日々の生活の中で遊ぶ環境が整っていることです。本計画では「多様な体験」の中の一つの要素として「遊び」があるという構造になっていますが、遊びは子どもの育ちにとってより根本的なところにあります。基本目標1の中でも、日々の生活の中での遊べる環境の充実や、自由に遊べる活動の場の確保を明確に掲げていく必要があると考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本目標「1. 子どもが明るく元気に育つ環境」の説明文に、「遊び」の記述を追加いたします。</p>
11	<p>「基本目標1(2)子どもの多様な学び・体験の場の充実」について、子ども自身の挑戦が可能な場・機会に関する話が見当たりません。主体として生きる力を育むためには子ども自身が主体となる場が必要となるのではないのでしょうか。子どもの主体的な選択・決定による積極的学びのフィールドとなりうる「遊び」に関する施策も十分とは言えないのではないのでしょうか。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
12	<p>「基本目標1(2)子どもの多様な学び・体験の場の充実」について、主文では、「学びや体験」の中に「社会体験」「自然体験」「親子交流」「遊び」「スポーツ」「文化」があるという構造になっていますが、「遊び」は子どもの育ちと一体不可分であり、「多様な体験」の中の一部に含まれるものではありません。施策体系の一項目として独立させるべきと考えます。最低でも、「多様な遊び・学び・体験の場の充実」と施策体系の中で位置づけを明確にさせるべきと考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	
13	<p>基本目標1「子どもが明るく元気に育つ環境」の施策体系(2)について、「子どもの多様な学び・体験の場の充実」とありますが、「遊び」を加えて、「子どもの多様な学び・体験・遊びの場の充実」とするとともに、基本施策については子どもにとっての遊びが単に体験を得ることが目的ではなく、日常生活に不可欠なものであることを強調して独立させ、「①社会体験、自然体験や親子交流など多様な体験・学習機会の充実、②豊かなスポーツ・文化の環境の形成、③豊かな日常の遊び環境の形成」とすることを提案します。</p>	
14	<p>施策体系(2)子どもの多様な学び・体験の場の充実について、基本施策の中に「豊かな遊び環境の推進」と入れていただきたい。子どもが遊びの中でやりたいと思い、自分で行動して失敗したり、成功したりという体験を得ていくことは、人間の基礎的な力をつけるということ(体力・知力・経験などにおいても)につながると思います。</p> <p>隣県である山形県東根市などでは、「遊育」を大切に子どもが育つ環境づくりを行っています。仙台市でも、子どもが未来の社会を生きていけるように、「遊び」と「学び」、両方の大切さを表す施策にして欲しいと思います。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。なお、施策体系および基本施策は現体系とさせていただきます。基本施策「豊かな遊び・スポーツ・文化の環境の形成」の説明文に、「遊び」の記述を追加いたします。</p>
15	<p>基本目標1(2)②豊かな遊び・スポーツ・文化の環境の形成において、子どもの育ちと一体不可分な遊びの環境形成についての位置づけは、基本施策として独立したものである必要があると考えます。本項目の本文の中に遊び環境形成についての記載がないことも遊びの重要性についての認識の低さが表れており、明確な再認識が必要であると考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
16	<p>29ページの基本目標の記述において「子どもたちについても、地域の人々との交流の機会が減少し、地域からの見守りを受けにくくなっているなど、社会性の育成や、事故・犯罪被害の防止なども含め、子どもの健やかな育ちへの影響が懸念されます」と、子どもが地域の人々と交流する機会の減少を懸念しているにも関わらず、37ページに挙げられている施策には、基本目標を受けて「子どもが地域の人々と出会う場を創出する」という視点の記述がほとんどありません。以前であれば、買い物をするのにも地域の人と出会ってましたが、今はコンビニ化・チェーン化が進み子どもが地域の大人と出会う機会は大幅に減っています。出会う機会の創出という視点での施策展開を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>当該基本目標における基本施策「多様な担い手による子育て支援の地域ネットワークの構築と豊かな地域社会の形成」においては、地域における子ども・子育て家庭等が交流できる場の充実等を図ることとしており、このような取組を通じて、地域で子どもを支える機能の向上に努めてまいります。</p>

●個別事業に関する意見

①子どもの遊びの環境の整備について(13件・うち6件が全く同一の意見)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
17	<p>都市公園の整備を通した「子どもが明るく元気に育つ環境づくり」には、様々なアプローチがありますが、本プランでは一括して事業No.12「都市公園整備事業」としてまとめられています。本プランの中でも貴重な屋外の拠点整備についての事業であり、子どもの育ちを支えるという視点に特化して、より具体的かつ多様な施策を示す必要があるものと考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>都市公園整備事業においては、子どもの身近な遊び場や市民の憩いの場の創出を第一の目的としております。屋外施設の整備に関しては、ご意見を踏まえながら、今後の施策展開の中で検討してまいります。</p>
18	<p>以前、子どもたちは、身近な地域の中で遊び、様々な経験をし、育っていました。その機会の減少は、本計画でも課題と認識しているようですが、具体的に地域の中に遊び場等を創出する施策になると、事業No.12「都市公園整備事業」など限られたものになっています。公園という場を整備するだけでなく、より広い視点で街を見て、子どもが遊べる場を生み出す施策が必要ではないでしょうか。「子どもが明るく元気に育つ環境」の実現ための政策形成にあたっては、地域の中に多様な屋外の遊び場・遊び環境を創出する視点を持っていただきたい。例えば、住宅地内の通過交通を抑制する仕組みを作って、子どもが少しでも身の回りで遊べるようにする、空き地の遊び場としての積極活用等が考えられます。また、公園・校庭以外の公共の空間の活用についても、再検討する余地があるのではないのでしょうか。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
19	<p>以前、子どもたちは、家や学校とは子どもを見守る価値観が異なる地域で遊ぶ中で、様々な大人と出会い、関わって多くのことを学んでいました。その機会の減少は、本計画でも課題と認識しているようですが、具体的に地域の中に遊び場等を創出する施策になると、事業No.12「都市公園整備事業」など限られたものになっています。</p> <p>事業No.406「放課後子ども教室推進事業」は、子どもが地域と関わる貴重な機会とはなりますが、子どもを持たない大人が学校まで足を運ぶ機会は限られます。地域の中にある屋外の空間(公園、広場、市民センターや児童館の館庭、公共・民間空地等)に遊び場・居場所を創出し、子どもと大人が出会える事業を展開していくことを検討していただきたい。</p> <p>公園等での冒険遊び場(プレーパーク)の取組も、子どもが地域の大人と出会う貴重な場となっています。このような施策の展開を提案します。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>施策体系(4)「子どもの活動拠点の整備と充実」の、基本施策①について、「児童館の整備や放課後子ども総合プランの推進等による子どもの居場所の確保・充実」とありますが、「市民協働によるプレーパーク設置」を加えて、「児童館の整備や放課後子ども総合プランの推進及び市民協働によるプレーパーク設置等による子どもの居場所の確保・充実」とすることを提案します。</p> <p>なお、基本目標3「子どもと子育て家庭を応援する地域」の、施策体系(2)「地域における子育て支援施設等の充実」の基本施策②についても同様とすることを提案します。</p> <p>また、子どもが日常生活において思い切り外遊びができて、かつ、安心できる居場所となる活動拠点を整備するために、「市民協働で運営するプレーパーク事業」を市内各地の公園等で実施することを提案します。具体的には、市は、「市民協働で運営するプレーパーク事業」を屋外型児童館(学童期の子ども対象)及び屋外型地域子ども・子育て支援施設(乳幼児及び親対象)に位置づける条例を制定し、事業予算を確保するとともに、市民協働で運営する枠組みを定めます。また、市は上記条例において「市民協働で運営するプレーパーク事業」を実施するために必要な休養施設・遊戯施設及び事業を管理するための施設(詰所・倉庫)等を公園施設として設置することができることを定めます。その上で市は、プレーパーク事業の運営を協働で担うことを希望する市民から運営企画を公募します。一方、プレーパーク事業の直接的な運営を担うことを希望する市民は、運営する団体及び運営企画をつくり、応募し、選考された後に実施します。</p> <p>なお、「市民協働で運営するプレーパーク事業」においては、市民が直接的な運営者となることにより、小学生の子ども遊び場(拠点)となるだけでなく、乳幼児親子、中高生、青壮年、高齢者などの多世代の地域住民が集う居場所(拠点)となるほか、地域における様々な副次的効果が生まれることが期待できます。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
21	<p>豊かな遊びの環境を形成する施策として、事業No.48「海岸公園冒険広場管理運営」が挙げられており、「自分の責任で自由に遊ぶことを通じて、自らの創造性や主体性を向上させる」ことが位置付けられていることは評価できますが、全ての子どもたちの生活の中にあるべき「豊かな遊びの環境」について、15万を超える児童に対して1施設(しかも平成30年度まで休園中)という状態は、豊かな遊びの環境の形成を軽視しているようにしか見えません。基本的課題で挙げられていた「多様な遊びの機会の不足」に対応した、豊かな遊びの環境形成に向けての施策をより積極的に展開するべきと考えます。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>海岸公園冒険広場は休園しておりますので、これを補完するために、他の公園において、平成23年度より、海岸公園冒険広場サテライト業務を行っております。この業務では、若林区の荒井4号公園にて冒険あそび場を開催しているところですが、今後は、各区の公園で実施していくことについても検討したいと考えております。</p>
22	<p>事業No.48「海岸公園冒険広場運営」が主な事業として位置付けられています。このような公園がもっと身近なところに欲しい」という声を多く聞きます。多客期には来園者が長時間入園待ちをし、渋滞が発生するような状況にもなっていました。海岸公園冒険広場のような機能を持つ公園を各区に整備することを提案します。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>各区の公園における事業展開については、関係団体と連携しながら、今後、検討してまいります。</p>
23	<p>自由に遊ぶことが子どもの育ちにとっての価値があることと評価され、事業No.48「海岸公園冒険広場運営」が主な事業として位置付けられています。同様の活動は、同公園以外でも(校庭・仮設住宅等、都市公園以外の場も含め)、NPO等により多彩に展開されています。子どもが自由に遊べる環境づくりには、市民の理解の広がり重要であり、その意味からも、海岸公園冒険広場に限定せず市民・NPOとの協働による冒険遊び場(プレーパーク)の運営を施策として位置付けることを提案します。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

②児童館の整備等による子どもの居場所や活動の場の充実について(9件)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
24	<p>中間案89ページの「③放課後児童健全育成事業」について、「低学年のすべての受入れを目指します。」という表現では、受け入れ不可の児童が発生することになる可能性があるということになります。また、高学年児童に対する表現も同様となっており、今後も小学校の統廃合、将来の受け入れ人数の拡大に伴う施設の移転や改築等、改正すべき事案が山積しているものと思われます。「目指す」のではなく「受け入れします」と断定することは難しいこととは承知いたしております。しかし、共働き世帯の子どもの安全確保と待機児童の解消に最大限の努力と配慮が必要と考えます。</p>	<p>現在、受入数の拡大のためサテライト等の整備を進めており、当該目標の実現に向けて取組を進めて参ります。</p>
25	<p>核家族が多い中、朝早くに仕事に行く家庭も多くなり、未就学児の間は朝早く保育所で見てもらえたが、小学校に入り、朝一人で鍵をかけて学校に行く子どもを心配し、仕事を辞める親が多いようです。せめて3年生まで、朝の児童館で活動できるようにしていただきたい。</p>	<p>小学校の授業がある日の朝については、児童が自宅で一人で過ごす時間が短いと考えられることから、現状の開設時間としております。一方で、小学校の夏休み等の長期休業期間については、授業がある日に比べて、児童が自宅で一人で過ごす時間が長いことを考慮し、平成24年7月より、従来の午前9時からの開設時刻を繰り上げ、午前8時から児童クラブを実施しております。</p>
26	<p>平成25年度に、子ども・子育て支援新制度が平成27年度開始に決まっていますが、小学1年生から6年生までの児童が対象となっていたはずなのに、仙台市は法律を守っていません。近隣の名取市、岩沼市は、平成27年度から小学6年生までにしていきます。富谷町は、平成26年度から、すでに小学6年生までで実施しています。児童館によっては、受け入れ可能な施設もあるのに、地域の実情に合わせて柔軟に対応してほしいです。平成27年度は、現在の小学3年生だけでも継続できるように、小学4年生までの拡大を強く要望します。</p>	<p>本市の児童館児童クラブについては、その潜在的需要も含めて、これまでの小学校1～3年生の受入れに加え、小学校6年生までの受入れ拡大に向けて、大幅な施設等の拡充に時間を要することから、平成27年度は高学年児童の受入れに向けた職員研修やニーズの高い学区でのサテライト整備等を行い、平成28年度から小学校4年生の受入れを開始し、平成32年度までの計画期間内に、段階的に小学校6年生まで受入れを行う計画としております。</p>
27	<p>近年の児童館は、年々「放課後児童健全育成事業」機能の割合が大きくなり、親のニーズに応えることに職員の労力が割かれる部分が多くなっていると聞きます。自由来館の児童の対応も含め、留守家庭児童の保育とは異なる視点で、子どもたちを見守る職員の配置などが必要ではないでしょうか。児童館事業の展開にあたっては、受け入れ家庭数を増やすのみではない「充実」の必要性を明確にしていきたい。</p>	<p>児童館事業においては、自由来館児童への対応のためにも職員を配置しており、児童館がこれまで担ってきた児童厚生施設の役割が今後も継続されるよう、児童館全体として児童の健全育成の機能がより発揮されるように努めてまいります。</p>

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
28	<p>「子どもの活動拠点の整備と充実」は、「子育て」の視点である「基本目標2」と一線を画す「子ども」の視点である「基本目標1」施策の根幹となるべきものですが、挙げられている事業の多くは共働き世帯の児童の預かりの機能を兼ねたものとなっています。機能を併せ持つこと自体は直ちに問題ではありませんが、預かり機能を持った施設においては「親のニーズ」に応えようとする結果、子どもの育ちを緩やかに見守れなくなるケースが多いと聞きます(例えば、細かい時間管理で職員の手・目がとられる、ちょっとしたケガも無いようにと、ケンカや子どもの挑戦をすぐに止める、など)。機能を併せ持つ際には、「子どもが明るく元気に育つ」という目標のもとにこの拠点があるということを明確に打ち出し、職員もそれを認識するようにする必要があります。また、預かり機能は持たない活動拠点も整備していく必要があると考えます。</p>	<p>子どもが明るく元気に育っていくためには、周りの大人たちが、その育ちを緩やかに見守っていくことも重要であると認識しております。児童館運営においては、こうした点も鑑みながら、子どもたちが自ら遊びを選択できるような環境の整備に努めております。</p>
29	<p>「子どもたちが自由に遊ぶ」ためには、活動拠点に自由な発想を受け止められるだけのキャパシティが必要になり、屋内施設のみで対応するのは無理があるように感じられます。居場所として必要なのは「安心感」であり、物理的「安全」が約束された状況が必要なわけではありません。また、「安全」に過ごすために、子どもの「自由な遊び」は制限される可能性が高いのではないのでしょうか。</p>	<p>児童クラブ事業は、小学校の授業の終了後に、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものとされており、屋内だけでなく、児童館の園庭や近隣の公園等を活用して、子どもが自ら遊びを選択できるような環境の整備に努めております。</p>
30	<p>33ページの(4)子どもの活動拠点の整備と充実において、仙台市すこやか子育てプラン2010では、「②家庭や学校以外の中高生の居場所の確保・充実を図り、健全育成を図ります。」とありますが、今回のプランでは「居場所」の文言がなくなり、「社会参加に必要な資質を養う機会を提供するなど」と挿入があります。居場所のところは①に統合されているように見受けられます。そうであれば①に児童館だけでなくのびすくも居場所として加えていただきたいと思います。なぜなら、集う場所を用意してそこに子どもたちが集まってきて、初めて自主的な活動が生まれたり、そのようなことを望む子どもたちが集まってくるからです。②の社会参加とは、ジュニアリーダーの活動などを指すのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本施策「②中高生等の活動の場の充実」の説明文に、「居場所づくり」の記述を追加いたします。また、上記説明文における「社会参加」とは、学校以外の場での社会への主体的な関わりを広く意味しております。</p>

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
31	<p>事業No.94「中高生の自主活動支援事業」について、児童館が入ったのはよいのですが、のびすく泉中央における「近隣施設との連携」とは、具体的にどこを対象にしているのか現実的に考えられません。また「野外活動」といった館外活動は想定に入っておらず、これまでも実績はありません。担当課との合意もできておりませんので削除をお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、取組内容を踏まえた記述に修正いたします。</p>
32	<p>事業No.95「中高生放課後再発見事業」について、内容が「中高生の自主活動を支援する」となっているので、No.94に統合されるものではないかと思われます。放課後再発見事業としては、是非、中高生が気軽に集い過ごせる「居場所」を、それぞれが新たな自分を発見し、自己肯定感を高めるきっかけを提供する事業として入れていただきたいです。平成17年3月の第3期行動計画では、施策体系(3)で、のびすく泉中央の設置を予定して「中高生などのための『居場所』づくり及び拠点施設の整備」をうたっています。乳幼児を持つお母さんのための「居場所」としてのびすくができたように、中高生のための「居場所」という考え方を是非プランに明記していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「中高生放課後再発見事業」の事業概要に「居場所づくり」の記述を追加いたします。</p>

③支援を要する子どもへの対応について(9件)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
33	事業No.108「ふれあい広場運営」に関して、進捗状況はどうなっているのか教えていただきたい。	「ふれあい広場」は平成元年度の開所以来、日中居場所のない青少年が読書や自主学習、カードゲーム等の活動を通して徐々に社会性を高めることができる居場所としての役割を果たしております。また、月一回程度開催する野外活動や職場体験等の行事を通して、通所者が人と関わる力や望ましい勤労観を育てられるよう支援しております。通所を重ねることで進学や就労に関心を持ち、高校等への進学や、正社員またはアルバイトでの就職を果たす青少年もいます。近年、通所者の延べ人数は減少傾向にありますが、市民への広報をさらに充実させ、通所希望者のニーズに応えてまいります。
34	児童虐待の予防は大きな課題として捉えられていることは伝わってきましたが、現状では、児童養護に関しては取り組みが弱いという声を市民、市民団体等から聞くことが多々あります。児童相談所の人員体制の質・量の問題なのか、それ以外の構造的な原因があるのかは分かりませんが、児童相談所(あるいはそれを補完する機関)の変革なくしては、児童虐待の問題は改善していかないと考えます。	児童虐待相談件数の増加や相談内容の複雑化・困難化に対応するため、年々、児童相談所の人員体制を強化するとともに、職員の質の面でも専門性の向上に取り組んでいるところです。また、複雑化・多様化する困難な事例への的確な対応には、関係機関との緊密な連携はますます重要となっていることから、各区をはじめ発達相談支援センター、教育委員会、警察、病院等との連携をさらに強化し、児童虐待相談に迅速かつ的確に対応してまいります。
35	児童相談所の中に親子分離や介入、指導といった機能と、継続的支援やカウンセリングといった機能が存在していることが現場を動きにくくしていると考えます。なので、児童相談所の強化といいますが、児童相談所は警察と連携し、親子分離、介入、指導に特化し、継続的支援やカウンセリングは、地域や民間と連携して家庭健康課が受け持つといった役割分担が必要と考えます。	各区の家庭健康課では、地域や民間と連携して継続的な支援にあたっているところです。また、措置や一時保護だけではなく、相談や心理指導等を各区や教育機関等と連携しながら実施することは児童相談所の大切な機能の一つであると認識しております。今後とも、世帯の状況に合わせて、児童相談所と各区家庭健康課が連携しながら児童虐待防止に努めてまいります。
36	今回のプランでは、随所に「親同士のグループミーティングを開催し、親自身の気づきや意欲を引き出す」ことを掲げていることは、大変喜ばしいことです。ただ、グループミーティングの運営にあたっては、区によっては、3回クールのプログラムもあるようですが、自分自身の気づきに時間がかかることも多いので、参加者が納得できるまで何回も利用できるようなシステムが望ましいと考えます。	各区で実施する虐待予防のためのミーティングについては、自分自身の気づきにつなげるきっかけ作りの場として考えており、回数を区切って実施しております。数回の参加の後、継続して同様の機会が必要と考えられる場合には、NPOで実施しているミーティングにつなげる等の支援を行っております。

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
37	事業No.120「健診後のフォローの充実」について、ハイリスク親子の参加状況はどれくらいなのか、また、グループミーティングにおいて、参加者の思いは十分にひきだせているのか教えていただきたい。	健診後のハイリスク親子に対する事後指導教室については、平成25年度で100回以上開催し、延べ約1000組の親子に参加いただいております。グループミーティングの中では保護者同士が情報交換したり、育児の大変さを共有できるように配慮しております。その結果、専門機関への相談に前向きになる等の効果がみられています。
38	児童虐待防止推進員の役割に関して、推進員の配置後、グレーゾーンの保護者が信頼し、継続して利用できるような施設になることが必要と考えます。	事業No.126に記載のとおり、推進員が十分にその役割を努められるよう、研修等で継続して資質向上に努めてまいります。
39	「子どもと子育て家庭をとりまく現状」内の図表10、25、27、30を踏まえ、事業No.129「児童虐待に係る関係機関との連携強化(医療機関との連携強化)」において、情報提供の方法の詳細はどうなっているのか教えていただきたい。また、事業番号No.130「児童虐待対策(親子統合プログラムの策定)」に、「親子統合プログラムを策定し」とありますが、具体的なプログラムについてお願いします。	近年、特に医療機関との連携に力を入れており、周産期医療機関が、育児不安が強い等、支援が必要な妊婦や親子を把握した場合に、保健福祉センター等へ連絡する等、支援に関する情報共有の具体的な方法をまとめたマニュアルを作成し、医療機関への配布を行っております。また、親子統合プログラムの策定に当たっては、個々のケースに応じた具体的な内容となるよう努めてまいります。
40	No.132「親子こころの相談室」について、現在の利用状況と効果はどうなっているのか教えていただきたい。	こころの問題を抱える仙台市内の18歳未満の児童及びその保護者から相談を受け、児童心理司、保健師が継続的な面接を行うとともに、必要な方には精神科嘱託医が診察を行い、医療機関等を紹介しています。相談は予約制で、来室による相談を受けております。相談内容は子どもの「性格行動上の問題」が最も多く、次に「不登校」、親の「精神的問題(育児不安など)」が多くなっております。平成25年度の新規相談者数は100名、延べ相談者数は528名であり、平成26年度の相談者数は前年度を上回って推移しております。効果について数値化は困難ですが、数年単位の長期にわたり、面接相談を継続しなければならない児童・保護者も多い中でも、児童・保護者の精神的安定、児童の行動上の問題や親子関係等の改善に効果を上げているものと考えております。
41	「基本目標1(6)②障害のある子どもなどへの支援の充実」内に、「保・幼・小連携の推進」を追記してはどうか。障害のある児童の情報共有・連携充実は必要不可欠の時代なので、徹底されるべきと考えます。	事業No.68に記載のとおり、保・幼・小の連携の推進では、障害のあるお子さんに限らず、すべての子どもが、幼稚園・保育所から小学校生活に円滑に適応できるよう引継ぎを行うものです。今後も、幼稚園・保育所と小学校との緊密な連携に努めてまいります。

④母子保健の充実について(7件・うち2件が全く同一の意見)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
42	子どもたちの健やかな成長及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要ですが、乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されています。家庭での対策や啓発に加え、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。	今後の取組の参考とさせていただきます。
43	子どもだけでなく、保護者、職員、子ども関連施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設(園、学校、子ども関連施設等)外における催し等でも、その遵守・徹底が必要と考えます。とりわけ、通学路や道路、食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。受動喫煙防止条例の制定に向けた取組や、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの明示の義務づけも必要で、有効であると考えます。	本市では、平成26年3月に策定した「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」において、児童施設や学校等の、子どもや妊産婦等が多く利用する施設については、敷地内禁煙を目指す姿として、取組を進めているところです。さらに、屋外であっても、公園や通学路等、子どもの利用が想定される公共的な空間については、受動喫煙防止のための配慮が必要と考え、喫煙マナーの遵守徹底をはじめとした呼びかけを行っております。市民や関係者(団体)による主体的な取組を推進するとの立場から、強制力のある条例という形ではなく、このようなガイドラインによる指針をお示しすることとしておりますが、今後も、飲食店等の管理者の方々とともに、効果的な受動喫煙防止対策を推進してまいります。
44	妊婦健診補助が14回で実施されていますが、すべての健診の負担とはなっていません。異常が起きることを心配して、診察回数を増やさないように健診日程を調整(伸ばしている)している妊婦さんが結構います。健診補助に必要な金額に応じて補助をすべきと考えます。 【他に、全く同一の意見が1件あり】	本市においては、国が示している標準的な健診回数(14回)に基づいて助成回数を決定しています。必要な健診回数は妊婦さんによって異なり、また、健診費用は医療機関によって異なるため、すべての方の必要額に応じるのは難しく、標準回数に応じた助成とさせていただきます。
45	事業No.176「乳幼児健康診査」の受診率はどの程度なのか、またNo.177「乳幼児健康診査未受診者対策」において現状を十分に把握されているのか教えてください。	乳幼児健康診査の受診率は2か月児・4～5か月児・8～9か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳児の全ての年齢で90%以上の受診率となっております。また、未受診の方に対しては、新生児訪問や3～4か月児育児教室の際に受診を促すとともに、健診案内を再送付したり、それでも連絡が取れない場合は、電話連絡や家庭訪問を行う等、母子の健康状態の把握に努めております。

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
46	<p>健康保険制度における出産費用補助は、現在42万円ですが、適切な金額なのではないでしょうか。病気ではないという位置づけで出産費用がすべて自己負担となっています。また、病院の設定金額が年々高くなっています。調査して現実的な金額補助にすることが、少子化対策にもなると思います。これに関連して、仙台市立病院の新築により分娩費用が42万円より高くなっています。市民のための病院であることから、健康保険の範囲内に設定するべきと考えます。さらに、健康保険の適用化、公的負担を考えることが少子化対策となるのではないのでしょうか。</p> <p>【他に、全く同一の意見が1件あり】</p>	<p>市立病院の分娩費用に関しては、市立病院の移転開院により施設・設備を一新し、医療スタッフの充実やNICU(新生児特定集中治療室)の整備など、これまで以上に安全で安心して分娩ができる環境を整えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>

⑤教育・保育基盤の整備と保育サービス等の充実について(5件)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
47	待機児童の解消のため、早急に保育施設を増やすべきと思いますが、民間委託や無認可保育所の計画となっています。仙台市としての子育てへの責任放棄にならないでしょうか。市民として保育を受ける権利が平等にあり、市立認可保育所を増やさないために、子どもを安心して預けられない、保育の質の格差が生じます。不平等を解消すべきと考えます。	事業No.191に記載のとおり、公立保育所の民営化は、老朽化した公立の木造保育所の建替えにあたり、民間の力を活用して、質の確保された保育所を新設するものです。 また、待機児童解消のため、潜在的な保育需要も含めた今後の保育ニーズを的確に把握し、保育所や認定こども園、子ども・子育て支援新制度のもとで新たに認可事業となる小規模保育事業、家庭的保育事業など様々な保育基盤の整備を推進してまいりたいと考えております。
48	近年の子どもの貧困世帯の増加傾向を考えると、東北の中心的存在の仙台市に仕事を求めて子育て世帯が転居している状況があると思います。産後安心して子育てしていくために、待機児童の解消は緊急の課題です。仙台市として国の基準を上回る施策の検討をお願いします。	保育所等におきましては、子ども達が健やかに育つ環境を整えるとともに、安定的な運営が可能となるよう、56ページに記載の事業No.212「栄養士雇用助成」、事業No.213「増員保育士雇用助成」、事業No.214「増員調理士雇用助成」、事業No.215「産休代替等職員雇用助成」など本市独自の助成制度を設けております。
49	仙台市の保育施設拡充のためにも、既存施設の改築に関する補助金制度など検討をお願いします。	保育所においては定員や受入枠を増やすために増改築を行う場合、対象経費の一部を助成する制度があります。
50	認定こども園について、現状、厚労省、文科省の2つの省の所管に分かれている幼児対策を見直すためには有効であると考えます。少子化の中、家庭の子どもの数は1人か2人となっていて、集団生活を望む保護者にとっては、保育に欠ける子だけでなく、希望する子が入れることが大事だと考えます。また、子育てに不安があり、負担を感じている保護者にとっては子育て支援になりますし、子どもにとっても地域での交流が広がることにつながると考えます。ぜひ、促進することを要望します。	質の高い幼児期の教育・保育を等しく一体的に受けることを希望する、多くの市民の皆様のニーズに応えられるよう、今後も認定こども園の整備の促進を通じて、地域における子育て支援の充実に努めてまいります。
51	事業No.203「産休明け保育」について、事業名を「産休明け保育の充実」としたほうがよいのではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、「産休明け保育の充実」に修正いたします。

⑥教育・保育サービスの質の確保・向上について(7件・うち1件が全く同一の意見)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
52	「基本目標2(3)幼児期の教育・保育の質の確保のための取組」については、正職員の確保が必要と考えます。	事業No.216に記載のとおり、保育士等の確保・定着、キャリアアップを促進するため、職員の勤続年数や経験年数に応じて、保育士等の処遇改善を図ることにより、正職員としての雇用を促進してまいります。 なお、事業の趣旨を明確にするため、事業概要の表現を一部修正いたします。
53	公務非正規労働者の数が近年多くなっていることが社会的に問題となっていますが、その最たる職場が保育所となっています。また、同じ仕事で賃金・労働条件に差別があることは、仕事への情熱が阻害されるでしょう。保育・幼児教育の充実のために非正規雇用ではなく、正職員とすべきです。女性が安心して働ける職場にすべきと考えます。 【他に、全く同一の意見が1件あり】	
54	平成27年度から施行される子ども・子育て新制度では、多様な保育施設で子どもを保育できる環境になりますが、無資格者による保育については、近年の子どもの虐待や死亡事故のニュースを聞くと危惧されるどころです。また、様々な家庭で育つ子どもと保護者の支援は多岐にわたり、専門性が問われるところ。すべての子どもたちが、安全安心に生活・保育できるよう、保育士の人材確保と国の基準を上回る仙台市独自の基準の検討もお願いします。	事業No.216「保育士等の処遇改善事業」において、保育士等の確保・定着、キャリアアップを促進するため、保育士等の給与に関して平均3%の改善を図ることとしております。 また、事業No.193「小規模保育事業」におきましては、子どもたちが安全安心に生活できるよう国の基準を上回る仙台市独自の保育士の配置基準を定めております。
55	保育士不足が本当に深刻です。3K業種と言われてしまう現状に、希望をもって大学で学習してきた学生さんが、その資格を活かし就労するためにも、保育士の処遇改善について独自の施策を行うようお願いします。	事業No.216「保育士等の処遇改善事業」において、保育士等の確保・定着、キャリアアップを促進するため、保育士等の給与に関して平均3%の改善を図ることとしております。
56	多様な主体の参入促進事業とありますが、街中で目にする「自由に遊べるお庭もなく、狭い一室だけの保育室」のような保育所でもいいのでしょうか。市では、委託先に責任を持てますか。責任を持ってない制度であれば、市民に対し無責任になると思います。災害時などを想定し、安心できる施設、人員体制を4年前の震災から学ぶべきと考えます。	国が進める子ども・子育て支援新制度では、待機児童を減らして子育てしやすい、働きやすい社会の実現を目指すため、多様な事業者の能力を活用しながら保育基盤の整備を進めることとしています。認可保育施設は、本市が、条例で定めた基準等を満たしていることを認めた施設であることから、保育の質が確保された施設運営が図られるものと考えており、加えて、市職員による巡回指導や立入調査、特別な支援を必要とする児童への対応に関する専門的な助言等をきめ細かく行い、市民の皆様が安心してご利用いただける保育環境の構築に努めてまいります。

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
57	<p>小規模保育，家庭的保育事業の推進がうたわれていますが，託児所になるおそれがあります。また，子育て経験があればよいということで，無資格保育者の採用が検討されたりしますが，保育の質にも不安が生じます。家庭の仕事の延長という位置づけがあり，「子育て・介護・看護は女性の仕事」という性別役割分業の考え方ではないでしょうか。また，家庭的保育を担当する人の労働条件の確保がなされるか不安があります。保育士不足の解消には，生活できる賃金の保障と労働条件の確立が重要と考えます。</p>	<p>小規模保育事業，家庭的保育事業ともに，本市が条例で定めた設備運営基準を満たした施設であること，また，本市職員による助言や指導，調査が行われることに加え，保育士等の資格を有さない保育従事者につきましては，公立保育所における実習など，本市が行う研修を修了することを要件としていますことから，保育の質が確保された施設運営が図られるものと考えています。家庭的保育者につきましては，家庭的保育補助者の活用や公立保育所の代行保育等による休暇取得など，事業者の負担を軽減できる仕組みとしており，今後も，事業者の皆様の声を伺いながら，適切な対応に努めてまいります。保育士不足への対応につきましては，潜在保育士と保育施設とのマッチングを図るリターンセミナーの開催や，宮城県が行う保育士人材バンクの活用等を行っているところであり，今後も，いただいたご意見を踏まえながら，国が行う保育士確保施策等も活用し，保育施設が安定的に運営できるよう，取り組んでまいります。</p>

⑦地域での子育て支援について(8件・うち1件が全く同一の意見)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
58	日頃地域の子育て支援に微力ながら関わっています。各施設での子育ての悩み相談がもっと気軽に足が運べるよう期待します。子育てふれあいプラザ(のびすく)の増設とともに、ショッピングセンター内など、親子が集まる場所での相談支援もあると良いと考えます。	今後の取組の参考とさせていただきます。
59	地域における子育て経験者、有資格者の活躍も期待します。	現在、児童館等において乳幼児親子向けの活動を行う際、地域で子育て支援に携わる市民をボランティアや講師として活用しており、今後も、国の子育て支援員制度等を参考に、子育て支援に携わる人材の確保に向けて取り組んでまいります。
60	「民生委員児童委員、主任児童委員」の項目がどこにも出ていません。「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン中間案」には「相談事業の多角化」の中にあります。少しでもお役に立てるよう、主任児童委員全体の底上げを図ろうと思っております。これからも民生委員児童委員、主任児童委員の資質向上を目指して参りますが、よろしければ直接ご指導頂きたいと思えます。	民生委員児童委員の皆様によるご支援については、事業No.331「小地域福祉ネットワーク等推進事業」にて、子育てサロン等でのご活動について記載させていただいております。地域における子育て支援においては、民生委員児童委員の皆様のご協力が大きいものと認識しており、今後ともご協力賜りますようお願いいたします。
61	事業No.389「児童館等職員研修の充実」の事業概要では「児童に健全な遊びを与え、…という施設の目的達成のため」とありますが、狭い意味での「健全な遊び」しか認められない大人が増えた結果、子どもの成長に必要な経験(例えば、子ども同士のケンカや、挑戦的要素強い遊び)をできなくなり、結果的に子どもが真の意味で健全に育つ機会が減っている現実があります。子どもが健全に育つためには、「児童への適切な対応」「安全確保」の名のもとに、管理的な場ばかりが増えないように注意しなくてはなりません。子どもの育ちをしっかりととらえる研修が必要と考えます。 【他に、全く同一の意見が1件あり】	児童館等の職員研修にあたっては、児童福祉分野の専門家や児童の健全育成について豊富な知識・経験を持つ児童館職員を講師とするなど、実務的な面でもより参考になるよう取り組んでおり、今後も、ご指摘の点も含め、研修内容の充実に努めてまいります。
62	子育てふれあいプラザ(のびすく)で、先日「子育て地域支援士養成講座」を受けてきました。多くの学びがありました。が、「外遊びのプログラム」の必要性を大きく取り上げていました。室内での遊び環境が充実していることは、とても良いことですが、さらにそれぞれの子育てふれあいプラザで「外遊び環境」を充実していけるような、外遊びを担当する人員を増やすなどの配慮を行い、さらに乳幼児の親子が育ちあえるような環境づくりを希望します。	子育てふれあいプラザは、利用者の利便性を考慮し、立地が交通至便で自動車等の往来が多い場所にあることから、子どもの安全確保の点で、外遊びのできる環境を整備することは難しい状況です。このため、家庭や地域での子育てのための人材育成の機会等において、「外遊び」の重要性について情報提供に努めております。

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
63	<p>子育て支援施設が地域に開かれている場所でなければ、大人と子どもが出会う事はなく、互いに関心を持つとは思えません。地域の大人が地域の子どもに関心を持てるようにならなければ、子育て力の充実どころではないと考えます。</p>	<p>今後とも、地域活動事業や地域子育て支援事業等を通して、保育所と地域の方々との関わりを深めていくなど、子育て支援施設と地域との交流の推進に向けて取り組んでまいります。</p>
64	<p>事業No.400「東西線沿線のまちづくり推進事業」の中で、子育て支援の整備について検討を進めると書かれています。子育て支援施設は、子育て中の親が行きやすいように中心市街地につくられることが多いため、乳幼児の子どもが外で走りまわり、体を動かせるようなスペースがとれずに残念です。地下鉄沿線上だと、大町西公園駅、荒井駅など大きな公園がある場所や、NPOが乳幼児も含めた子どもから大人まで集える居場所にもなる遊び場づくりを行っているところもあるので、ぜひ外遊びができる子育て支援施設整備を検討していただきたい。</p>	<p>外遊びができる環境は大切だと考えていますので、子育て支援施設の整備内容を検討する際には、外遊びができる環境の確保について考慮してまいります。</p>

⑧その他の事業について(4件)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
65	事業No.1「子どもの権利に関する意識啓発」の対象に、一般市民も含めるようにしていただきたい。	本市では、子どもの権利に関する意識啓発の取組として、保護者への意識啓発のほか、子ども自身に対する教育や子どもに直接関わる保育所・学校の職員を対象とした研修会を実施しているところです。 また、国や県においても、市民を対象とした人権啓発のための講演会、シンポジウムの開催及び啓発冊子の作成等を実施しており、今後とも、それぞれの取組により、子どもの権利に関する意識啓発に努めてまいります。
66	ワーク・ライフ・バランスの実現は、子ども、保護者両者にとってとても大事です。実現のためには、企業・事業者の意識の確立と具体的な取組が必要です。就業規則に育児休業や労働時間の短縮などを促進するための定めがなければなりません。それをどのように進めるのか、行政としてしっかり検討し、実現のために具体的なことをプランに明記すべきです。掛け声だけでは実現できないのは、この間の取組で明らかです。積極的な行政の取組が必要と考えます。	事業No.239に記載のとおり、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、セミナーを開催するなど、企業等に対する啓発・普及に努めてまいります。 また、育児支援制度の整備など、市内企業の子育て支援の取組に対してインセンティブとなるような支援の充実を図ってまいります。
67	16ページの図表19「育児休業を取得していない理由」で、46.1%が子育てや家事に専念するために退職したとあります。この結果をどう見るのかの検証がなされていません。職場で出産、育児をしながら働き続ける条件がないなど労働調査で出されていますが、ここの改善が必要ではないでしょうか。女性の就業継続・再就職は、女性と子どもの人権を守ることにもつながると思いますので、仙台市としてしっかり取り組むべきと考えます。	事業No.238, 239, 240に記載のとおり、女性が子育てをしながら安心して働き続けられるよう、女性の就業や就業の継続支援に取り組んでまいります。
68	No.281「子ども医療費助成」の年齢を拡大するなど、助成を充実してほしい。	現在、各自治体間で助成内容に差異が生じている子どもの医療費助成制度は、本来、医療保険制度のもと全国一律に実施されるべきものと考えております。子どもの医療費助成が、長期的に安定した制度設計により実施されるよう、国に対し全国一律の制度の創設を要望しているところであり、引き続き国への働きかけを行ってまいります。

●その他文言等に関する意見(7件)

No.	ご意見・ご提案等	本市の考え方
69	概要版1ページの下段の枠内の市町村行動計画の説明について、「母性並びに乳児及び幼児等」となっているが、「母性及び乳幼児」とした方がよいのではないか。	国より示された市町村行動計画の策定指針において「母性並びに乳児及び幼児等」という文言が用いられているため、当該表現とさせていただきます。
70	概要版5ページの下段の枠内の説明について、「ひとり親世帯数は増加傾向…」となっているが、「ひとり親世帯数(特に母子世帯)は増加傾向…」とした方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
71	概要版6ページの下段の枠内の説明について、「気軽に相談できる場所の有無が…」となっているが、「気軽に相談できる人や場所の有無が…」として方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
72	概要版7ページの基本的視点の順番が、前のページの流れからすると④「支援を必要とする…」が先で、③「社会全体で…」が後の方が自然な流れではないか。	「支援を必要とする子どもと家庭を支える視点」は、特別な支援が必要な子ども・家庭を対象とした、特に専門性を要する分野であることから、当該順番としたものです。
73	概要版7ページの基本的視点③「社会全体で…」の主な取組について、「育児不安の軽減と子育て家庭の孤立化の防止」となっているが、他の取組と比べ、具体的な取組が見えない表記に感じます。	当該項目は、いずれも「基本施策」の表現を用いているため、当該表現とさせていただきます。
74	プランの本文では「子ども」と記載されていたので違和感を持ちませんでしたが、部署では「子供」となっており驚きました。部署の名前変更は考えていないのでしょうか。	今後、部署名の検討の際に参考とさせていただきます。
75	今回、「子供」が「子ども」に標記が変わっているのに気づきました。子どもの権利を考える立場からは「子供」には抵抗がありましたが、今後「子ども」に戻していただけるのでしょうか。	本プランの根拠法である子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法における表現に合わせ、原則、「子ども」と表現を統一しております。